

保育所 指導監査(施設監査)の主な着眼点

主な根拠及び関係法令

▼松山市条例・規則

交付年月日	正式名称		省略表記
平成18年3月31日	規則第65号	松山市児童福祉法施行細則	－
令和6年3月19日	条例第26号	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	最低基準条例

▼関係法令、告示等

交付年月日	正式名称		省略表記
昭和22年12月12日	法律第164号	児童福祉法	児福法
昭和23年3月31日	政令第74号	児童福祉法施行令	－
昭和23年3月31日	厚生省令第11号	児童福祉法施行規則	－
昭和23年12月29日	厚生省令第63号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	国基準
平成29年3月31日	厚生労働省告示第117号	保育所保育指針	保育所保育指針
昭和33年4月10日	法律第56号	学校保健安全法	学校保健安全法
昭和33年6月13日	文部省令第18号	学校保健安全法施行規則	学校保健安全法施行規則
昭和23年7月24日	法律186号	消防法	消防法
昭和36年4月1日	自治省令第6号	消防法施行規則	消防法施行規則
平成15年5月30日	法律57号	個人情報保護に関する法律	個人情報保護法
昭和22年4月7日	法律第49号	労働基準法	労働基準法
昭和22年8月30日	厚生省令第23号	労働基準法施行規則	労働基準法施行規則

昭和47年6月8日	法律第57号	労働安全衛生法	労働安全衛生法
昭和47年9月30日	労働省令第32号	労働安全衛生規則	労働安全衛生規則
平成5年6月18日	法律第76号	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	パート・有期労働法
平成3年5月15日	法律第76号	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	育児・介護休業法
昭和41年7月21日	法律第132号	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	労働施策総合推進法
昭和47年7月1日	法律第113号	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	男女雇用機会均等法

▼関係通知等

交付年月日	正式名称		省略表記
平成8年7月25日	社援施第117号	社会福祉施設における保存食の保存期間等について	—
平成9年8月8日	社援施第117号	社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について	—
平成9年3月31日	社援施第65号	社会福祉施設における衛生管理について	—
平成9年6月30日	児企第16号	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	児企第16号通知
平成10年2月13日	児保第3号	保育所への入所の円滑化について	児保第3号通知
平成10年2月18日	児発第86号	保育所における調理業務の委託について	児発第86号通知
平成12年3月30日	児発第295号	保育所の設置認可等について	児発第295号通知
平成13年7月23日	雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号通知
平成16年3月29日	雇児保発第0329001号	保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について	—
平成16年3月29日	雇児保発第0329001号	『楽しく食べる子どもに ～保育所における食育に関する指針～ 』	食育に関する指針
平成17年2月22日	雇児総発第0222001号	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	雇児総発第0222001号通知
平成18年10月6日	雇児総発第1006001号	児童福祉施設における施設内虐待の防止について	雇児総発第1006001号通知
平成22年3月31日		児童福祉施設における食事の提供ガイド	食事の提供ガイド
平成22年6月1日	雇児発0601第4号	保育所における食事の提供について	雇児発0601第4号通知
平成24年3月30日	雇児保発0330第1号	「保育所における食事の提供ガイドライン」について	食事の提供ガイドライン
平成26年9月5日	雇児発0905第4号	子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について	—

平成26年9月5日	雇児発0905第5号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて	－
平成27年9月3日	府子本第254号、雇児保発0903第6号	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について	経理等通知
平成27年9月3日	府子本第255号、雇児保発0903第1号	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて	経理等取扱通知
平成27年9月3日	府子本第256号、雇児保発0903第2号	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について	経理等運用通知
平成27年12月24日	雇児発1224第2号	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について	－
平成28年2月18日	雇児保発0218第2号	保育所等における保育士配置に係る特例について	－
平成28年3月31日	府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	事故防止及び対応ガイドライン
平成28年10月31日	28障第807号	社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン	県防犯対策点検項目のガイドライン
平成28年11月1日	28長第708号	社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン	県災害対策計画ガイドライン
平成29年3月29日	雇児総発0329第1号	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	雇児総発0329第1号通知
平成29年3月31日	雇児発0331第27号	保育所保育指針の公示について	－
平成29年6月16日	生食発0616第1号	大量調理施設衛生管理マニュアル	生食発0616第1号
平成29年6月16日	子保発0330第2号	保育所保育指針の適用に際しての留意事項について	子保発0330第2号通知
平成30年3月30日 令和5年2月3日	雇児保発0330第1号 子保発0203第1号	「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂について	保育所における感染症対策ガイドライン
平成31年3月29日	子母発第0329第2号	「授乳・離乳の支援ガイド」の改定について	支援ガイド
平成31年4月25日	子児発0425第2号	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂について	アレルギー対応ガイドライン
令和2年1月21日	健発0121第7号	食事による栄養摂取量の基準の一部改正について	食事摂取基準

令和2年3月31日	子発0331第1号・障発0331第8号	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	食事の提供援助及び指導通知
令和2年3月31日	子母発第0331第1号	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	食事計画通知
令和2年12月25日		日本食品標準成分表2020年版(八訂)	食品成分表
令和3年4月1日	子保発0401第2号	「第4次食育基本計画」に基づく保育所における食育の推進について	子保発0401第2号通知
令和4年6月13日	府子本第659号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号	教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について	子保発0613第1号通知
令和5年2月3日		「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂について	保育所における自己評価ガイドライン
令和5年5月12日	こ成保44号、5文科初第420号	昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について	こ成保44号通知
令和6年3月22日	こ成安第36号、5教参学第39号	教育・保育施設等における事故の報告等について	こ成保36号通知
令和6年3月22日	こ成安第37号、5教参学第40号	教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について	こ成保37号通知
令和7年3月21日	こ成事第175号、こ支総第50号	児童福祉行政指導監査の実施について	こ成事第175号通知

保育所 指導監査(施設監査)の主な着眼点

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
	I 適切な入所児童処遇の確保			
	1 入所児童処遇の充実			
	(1) 開所日数、時間、保育時間	開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第13条第2項、第34条)、こ成事第175号
	(2) 年齢制限	入所児童の年齢制限を行っていないか。	指導	児福法第4条、第39条、こ成事第175号
○	(3) 保育の実施	保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各事業所の実情に応じて適切な保育が行われているか。 ①全体的な計画を作成し、それに基づく指導計画が作成されているか。 ②保育の記録や自己評価に基づき、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。 ③保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。	①②指導 ③助言	最低基準条例第3条(国基準第35条、36条)、保育所保育指針、子保発0330第2号通知
	(4) 私的契約	定員を超えて私的契約児を入所させていないか。	指導	児保第3号通知
	(5) 健康診断	入所時及び少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しているか。また、その結果を記録し、保育に活用するとともに保護者へ連絡しているか。	指導	最低基準条例第5条、学校保健安全法第13条第1項、学校保健安全法施行規則第5～6条、第8～9条、

重点事項	項目		着眼点	指導レベル	根拠法令等
○		(6) 事故防止	安全計画の策定を含め事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。特に、重大事故が発生しやすい点を踏まえ、以下の①～⑤の対策を講じているか。 ①睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮しているか、児童を一人にしていないか、安全な睡眠環境を整えているか。 ②プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 ③児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 ④窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的を実施しているか。 ⑤事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	①～⑤指導	保育所保育指針 子保発0613第1号通知 こ成事第175号 事故防止及び対応ガイドライン(事故防止のための取組み:施設・事業者向け)
○		(7) 安全管理	①通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第6条の4)
			②送迎用の自動車を運行する場合、ブザー等児童の見落としを防止する装置を設置し、当該装置を用いて降車時の所在確認をしているか。(※安全装置の設置に関する経過措置は令和6年3月31日で終了。) ※安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置に限る。	指導	最低基準条例第3条(国基準第6条の4)

重点事項	項目		着眼点	指導レベル	根拠法令等
○		(8) 安全計画	①施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、安全計画に従い、必要な措置を講じているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第6条の3)
			②職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しているか。	指導	
			③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	指導	
			④定期的に見直し、変更を行っているか。	指導	
○		(9) 虐待防止	①子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。 ②保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第9条の2) 保育所保育指針第3章1(1)ウ 雇児総発第1006001号、こ成保44号
○		(10) 重大事故の報告、事故再発防止措置	①事故発生時には速やかに当該事実を松山市に報告しているか。 ②死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。	指導	こ成安第36号通知、こ成安第37号通知 事故防止及び対応ガイドライン(事故防止のための取組:施設・事業者向け)
		(11) 食育の推進	①児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。(努力義務) ②保育所における食育は、食事を楽しむ合う子どもに成長していくことを期待するものとなっているか。 ③食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付け、その評価及び改善に努めているか。 ④園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意義、調理する人への感謝の気持ちが育つように食に関する環境に配慮しているか。	助言	最低基準条例第3条(国基準第11条第5項)、保育指針第3章2(1)、(2)ア、子保発0401第2号通知、雇児保発第0329001号通知

重点事項	項目		着眼点	指導レベル	根拠法令等
		(12) 食事計画	①子どもの実態把握を行い、食事計画を作成するよう努めているか。なお、食事摂取基準を活用する場合は、子どもの特性に応じて適切に活用されているか。(努力義務) ②給与栄養量の目標を設定するよう努めているか。(努力義務) ③栄養状態の評価(子どもの発育状態の評価)を行い、給与栄養量を定期的に見直すよう努めているか。(努力義務)	助言	食事の提供援助及び指導通知、食事摂取基準、食事計画通知、食事の提供ガイド、食品成分表
○		(13) 献立内容	①献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有しているか。 ②食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮しているか。 ③調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 ④季節感や地域性等を考慮し品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れているか。(努力義務) ⑤区分(離乳初期・離乳中期・離乳後期)ごとの離乳食の献立を作成しているか。(努力義務)	①②③指導 ④⑤助言	最低基準条例第3条(国基準第11条第1項～5項)、食事の提供ガイドライン、食事の提供ガイド、食事摂取基準、食事計画通知、食事の提供援助及び指導通知、食品成分表、事故防止及び対応ガイドライン、支援ガイド、こ成事第175号通知
○		(14) 食事	①3歳未満児の食事提供は、原則として自園調理で行われているか。 ②食事の環境に対する配慮をしているか。(努力義務) ③食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。(努力義務) ④保護者等に対する献立の提示等食に関する情報提供をするよう努めているか。(努力義務) ⑤摂取量、残食量等の把握により、その後の食事の計画の改善に努めているか。(努力義務) ⑥定期的に施設長を含む関係職員による情報共有を図り、食事計画・評価を行っているか。(努力義務) ⑦食物アレルギーの食事提供時に、誤配・誤食等の発生予防に努めているか。(努力義務) ⑧児童福祉施設給食用スキムミルクの受払記録を適正に行っているか。(努力義務)	①指導 ②～⑧助言	最低基準条例第3条(国基準第11条第1項～5項)、食事の提供ガイドライン、食事の提供ガイド、食事摂取基準、食事計画通知、食事の提供援助及び指導通知、食品成分表、事故防止及び対応ガイドライン、支援ガイド、こ成事第175号通知
○		(15) 発育及び健康状態に応じた配慮	①園児一人一人の心身の状態等に応じ適切に対応しているか。 ②障がいのある子どもへの配慮があるか。 ③アレルギー疾患を有する子どもの保育は、保護者と連携し医師の診断及び指示書に基づき、適切な対応を行っているか。 ④施設内の職員は、子どもの状況を把握するよう留意するとともに、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築しているか。 ⑤食物アレルギーの食事提供時に、誤配・誤食等の発生予防に努めているか。(努力義務)	①～④指導 ⑤助言	保育指針第1章1(3)ウ・3(2)キ、第3章1(3)ウ・2(2)ウ、子発0331第1号通知、雇児保発第0329001号通知

重点事項	項目		着眼点	指導レベル	根拠法令等
		(16) 衛生管理	①食中毒対策が適切に行われているか。(努力義務) ②入所者の使用する設備、食器等又は飲用水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。 ③検食は適切になされているか。(努力義務) ④保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。(努力義務) ⑤給食材料が適切に用意され、保管されているか。(努力義務)	助言	最低基準条例第3条(国基準第10条第1項)、児企第16号通知、生食発0616第1号、食事計画通知、食事の提供援助及び指導通知、こ成事第175号通知
○		(17) 感染症・食中毒対策	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びにまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めているか。(努力義務)	助言	最低基準条例第3条(国基準第10条第2項)、児企第16号通知、生食発0616第1号通知、こ成事第175号通知 雇児発第0222001号通知 保育所における感染症対策ガイドライン
		(18) 検便の実施	調理従事者等は臨時職員も含め、月に1回以上の検便を受けているか。	指導	最低基準条例第5条第5項 労働安全衛生規則 こ成事第175号通知、生食発0616第1号
		(19) 外部搬入	【満3歳以上児に対する給食の外部搬入を行う場合】 ①加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えているか。 ②受託者との契約内容が業務上必要な注意を果たし得る内容となっているか。 ③栄養士による必要な配慮が行われているか。 ④受託者が業務を適切に遂行できる能力を有しているか。 ⑤受託者が適時適切な対応を行うことができているか。 ⑥受託者が食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めているか。(努力義務)	①～⑤ 指導 ⑥助言	最低基準条例第3条(国基準第32条の2)、雇児発0601第4号通知
		(20) 調理業務委託	①施設内の調理室を使用して調理させているか。 ②施設は、国通知で示されている業務を行っているか。 ③受託業者は、国通知で示されている要件を満たしているか。 ④契約内容は、国通知で示されている要件を満たしているか。 ⑤給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られているか。 ⑥栄養面での配慮がされているか。	①～④ 指導 ⑤・⑥ (12)～(18)に準じる	こ成事第175号通知、児発第86号通知

重点事項	項目		着眼点	指導レベル	根拠法令等
		(21) 関係機関との連携	地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、施設の運営の内容を丁寧に説明するよう努めているか。(努力義務)	助言	最低基準条例第3条(国基準第5条第2項)
○		(22) 自己評価	①自ら業務の質の評価を行い、改善を図っているか。 ②結果を公表するよう努めているか。(結果の公表は努力義務)	①指導 ②助言	最低基準条例第3条(国基準第5条第3項、国基準第36条の2第1項)
		(23) 外部評価	定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に業務の改善を図るように努めているか。(努力義務)	助言	最低基準条例第3条(国基準第36条の2第2項)
		(24) 構造設備	採光、換気等、利用児童の保健衛生及び危害防止に十分考慮をした構造となっているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第5条第5項)
		(25) 医薬品の管理	必要な医薬品その他医療品を備え、適正な管理が行われているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第10条第5項)

重点事項	項目		着眼点	指導レベル	根拠法令等
○		(26) 設備基準の遵守	次の設備基準を順守しているか。 ①乳児又は満2歳未満児を入所させる場合 ・乳児室(乳児又は満2歳未満の幼児1人につき1.65㎡)又はほふく室(乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡) ※必要な用具を備えているか ・医務室 ・調理室 ・便所 ②満2歳以上児を入所させる場合 ・保育室又は遊戯室(満2歳以上児1人につき1.98㎡) ※必要な用具を備えているか ・屋外遊戯場(満2歳以上児1人につき3.3㎡) ※保育所付近の代替場所でも同様 ・調理室(外部搬入で行う場合は調理設備で可) ・便所 ③乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設けている場合は、最低基準条例規則第5条の基準を満たしているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第5条第4項、第32条)
○		(27) 職員等	次の職員を配置しているか。 ①保育士 ・乳児おおむね3人につき1人以上 ・満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね15人につき1人以上 ・満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上 ②嘱託医 ③調理員(調理業務の全部を委託する場合は除く) 【看護師等の配置特例】 ※乳児の有無に関わらず、保健師、看護師、准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。(※乳児が3名以下在籍している保育所の看護師等は保育の質を保つため、別途要件あり) 「保育所等における保育士配置に係る特例について」 ①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例 ②幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例 ③保育の実施にあたり必要となる保育士配置に係る特例	指導	最低基準条例第3条(国基準第33条、付則第2号)

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
	Ⅱ 保育所の運営の適正実施の確保			
	1 職員の処遇(※1は、委託費として支弁されている保育所のみ)			
	(1) 就業規則等の整備	①就業規則等、必要な規程類が整備されているか。	指導	労働基準法第89条
		②職員への周知が行われているか。		労働基準法第106条
	(2) 労使協定	①労働基準法第24条の労使の協定が締結されているか。 ②また、第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署への届出が行われているか。	指導	労働基準法第24条、第36条
	(3) 労働条件の明示	職員の採用時又は契約更新時に(労働契約の締結に際し)、労働条件を明示しているか。	指導	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条
		非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示しているか。	指導	労働基準法施行規則第5条 パート・有期労働法第6条
	(4) 労働者名簿	労働者名簿が適正に整備されているか。	指導	労働基準法第107条
	(5) 給与	正規の手続きを経て給与規程が整備されているか。(※1)	指導	経理等取扱通知
		給与規程等に従って運用されているか。	指導	労働基準法第89条 パート・有期労働法第8条、第9条
		施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額となっていないか。	指導	雇児発第488号通知
		施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれているか。(※1)	指導	経理等取扱通知
		初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれているか。(※1)	指導	経理等取扱通知
		各種手当が規定され、適正に支払われているか。	指導	こ成事第175号
		各種手当の手当額、支給率が適当であるか。(※1)	指導	経理等取扱通知
		一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当支給されていないか。(※1)	指導	経理等取扱通知

重点事項	項目		着眼点	指導レベル	根拠法令等
		(6) 労働時間	労働時間の状況を適切な方法で把握しているか。	指導	労働安全衛生法第66条の8 労働安全衛生規則第52条の7の3
			法定労働時間を超えて労働させていないか。	指導	労働基準法第32条
			変形労働時間制に関する労使協定が締結され、労働基準監督署への届出が行われているか。	指導	労働基準法第32条の2、第32条の4
		(7) 時間外労働等に対する割増賃金の支給	時間外労働等に対し、割増賃金が適正に支給されているか。	指導	労働基準法第37条
		(8) 年次有給休暇	適正な有給休暇制度が導入されているか。	指導	労働基準法第39条
			就業規則等に従って運用されているか。	指導	労働基準法第89条
		(9) 育児・介護休業	適正な育児・介護休業制度が導入されているか。	指導	育児・介護休業法
			育児・介護休業規程等に従って運用されているか。	指導	育児・介護休業法
		(10) 健康診断・安全衛生管理体制	職員の健康診断(雇入時、定期)が適正に行われているか。	指導	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条
			衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等、適正な安全衛生管理体制が整備されているか。	指導	労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条
		(11) ハラスメント防止措置	職場におけるハラスメントを防止するために講ずべき措置がとられているか	指導	労働施策総合推進法 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法

重点事項	項目		着眼点	指導レベル	根拠法令等
	2 保育所の運営管理体制の確立(※1は、委託費として支弁されている保育所のみ)				
		(1) 予算	予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。	指導	こ成事第175号 経理等通知、経理等取扱通知、経理等運用通知
		(2) 会計経理	①経理規程等必要な規定が整備され、当該規定に基づいた適切な運用がなされているか。	指導	こ成事第175号
			②現金・預金等の保管が適正に行われているか。	指導	
			③内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	指導	
			④会計諸帳簿と証憑書類が整備されているか。	指導	雇児発第488号通知 経理等通知、経理等取扱通知、経理等運用通知
			⑤収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けているか。	指導	児発第295号通知
			⑥保育所を経営する事業に係る区分ごとに積立金・積立資産明細書を作成しているか。	指導	児発第295号通知
			⑦給付費の請求金額が適正に行われているか。	指導	こ成事第175号
			⑧事業費と事務費の流用が適正に行われているか。	指導	
			⑨利用者負担金(職員給食費、延長保育、一時保育利用料等)が適正な額となっているか。	指導	
			⑩他の会計間の貸借が適正に行われているか。	指導	児発第295号通知
			【企業会計の基準による会計処理を行っている場合】 保育所を経営する事業に係る区分ごとに以下の書類を作成しているか。 ・積立金・積立資産明細書 ・貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載) ・借入金明細書 ・基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書	指導	

重点事項	項目		着眼点	指導レベル	根拠法令等
		(3) 委託費の運用	委託費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか(※1)	指導	こ成事第175号 経理等通知、経理等取扱通知、経理等運用通知、雇児発第488号通知
		(4) 契約	物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているか。	指導	雇児総発0329第1号通知 経理等通知、経理等取扱通知、経理等運用通知
		(5) 内部規程	施設の運営について、下記の重要事項に関する規定を定めているか。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の種別、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児及び満3歳未満児及び満3歳以上児の区分ごとの利用定員 ⑦保育所の利用開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他保育所の運営に関する重要事項	指導	最低基準条例第3条(国基準第13条第2項)
		(6) 苦情対応	苦情を受け付けるための窓口等の必要な措置を講じているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第14条の3第1項) 保育指針第1章1(5)ウ
3 必要な職員確保と職員処遇の充実					
○		(1) 職員の確保	職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ①職員の計画的な採用に努めているか。(努力義務) ②労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。(努力義務)	助言	児発第471号通知
○		(2) 研修機会の確保	職員に対して資質向上のための研修の機会を確保しているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第7条の2第2項)、保育所保育指針第5章3・4
		(3) 他の社会福祉施設との兼職	保育に直接従事する職員が、他の社会福祉施設等を兼ねる場合、保育に支障がない場合に限られているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第8条第2項)
○		(4) 秘密保持	業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を保持する措置を講じているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第14条の2)

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
	4 防災・防犯対策の充実強化			
○	(1) 避難設備の整備・点検	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けているか。	指導	最低基準条例第4条第1項 国基準第6条1項
○	(2) 避難訓練	①火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した避難訓練及び消火訓練は、毎月1回以上実施し、結果を記録しているか。 ②また、訓練を行う際は消防機関へ通報しているか。	指導	最低基準条例第4条第2項、第3項 国基準第6条2項 消防法施行規則第3条第11項
○	(3) 防火管理	①防火管理者を選任し届出を行っているか。 ②消防計画を作成し、所轄消防署へ届出しているか。 ③消防署の立入検査が行われ指示事項があれば改善しているか。 ④消防用設備等の点検及び報告を行っているか。	指導	消防法第4条、第8条、第17条の3の3、 消防法施行規則第3条、第4条、第4条の2の4
○	(4) 施設防災計画	①地震、風水害及び施設周辺の環境、立地条件等から想定される災害（津波、土砂災害）等の非常災害ごとに、児童の安全の確保のための体制、避難方法等を定めた計画（施設防災計画）を策定し、同計画を施設の見やすい場所に掲示しているか。 ②項目が盛り込まれ、実効性のあるものか。また、内容を職員間で十分共有しているか。 ～ガイドラインによる具体例～ ・児童福祉施設等の立地条件（地形等） ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等） ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等） ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等） ・避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等） ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等） ・避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等） ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等） ・関係機関との連携体制 ③同計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携体制並びに児童を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的にこれらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練をするよう努めているか。 ④避難訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて同計画の見直しを行っているか。	指導	最低基準条例第4条第1項、第2項、第3項、第4項 こ成事第175号 県災害対策計画ガイドライン

重点事項	項目		着眼点	指導レベル	根拠法令等
○		(5) 備蓄食糧等	非常災害が発生した際に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。(努力義務)	助言	最低基準条例第4条第5項、食事の提供援助及び指導通知
○		(6) 防犯対策	防犯について配慮されているか。 ・防犯、不審者対策の訓練の実施 ・緊急時の関係機関との連絡体制の整備	助言	保育指針第3章3(2)ウ 県防犯対策点検項目のガイドライン
		(7) 業務継続計画	①感染症や非常災害の発生時に、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画である「業務継続計画」を策定し、必要な措置を講じるよう努めているか。(努力義務) ②職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めているか。(努力義務) ③定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うよう努めているか。(努力義務)	助言	最低基準条例第3条(国基準第9条の3) 児童福祉施設における業務継続ガイドライン
5 その他					
		(1) 帳簿	職員、財産、収支及び児童の処遇の状況を明らかにする帳簿が整備されているか。	指導	最低基準条例第3条(国基準第14条)
○		(2) 個人情報の取扱い	①個人情報の取得に関し、適正に取り扱っているか。 ・HP等への写真掲載など個人情報に関する同意書の取得 ②個人情報の漏えいの防止等のための措置を講じているか。 ・個人情報保護に関する規定の整備	指導	保育指針第1章1(5)ウ 個人情報保護法第15～27条